

第 103 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和 7 年 12 月 24 日（水）9:30～11:30
場 所	滋賀県大津合同庁舎 7-A 会議室
出席委員	北根委員長、塩見副委員長、北谷委員、須藤委員、福谷委員、福山委員

結果

該当期間の入札契約手続に問題は見られなかった。

議題 1 令和 7 年滋賀県入札監視委員会報告書（案）について

事務局	下記資料を事務局より説明 令和 7 年滋賀県入札監視委員会報告書（案） →委員からの意見等なし
北根委員長	報告書の内容を事務局案のとおりとすることによろしいか。 →各委員了承

議題 2 滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

（令和 7 年 4 月～令和 7 年 7 月）

事務局	下記資料を事務局より説明 (資料 1) 入札方式別発注工事総括表 (資料 2) 入札方式別発注工事一覧表 (資料 3) 入札参加停止等の運用状況一覧表 (資料 4) 審議対象工事等一覧 (資料 5) 滋賀県発注工事等落札率の推移 (資料 6) 落札決定誤りの状況一覧表 →委員からの意見等なし
-----	---

議題3 抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

① 番号3【令和7年度第1号 水茎東部地区 承水溝第3工事】

東近江農業農村振興事務所 田園振興課 一般競争入札（簡易型）

発注機関	(概要説明)
北根委員長	評価基準の中に若手・女性技術者の配置とあるが若手とは何歳までを指すのか。また、加点が0.5点となっているが評価の基準はどういうものか。
事務局	40歳未満を若手としており、優秀な若手技術者または女性技術者（表彰歴のある者）の配置を1点、若手・女性技術者を監理技術者として配置を0.7点、若手・女性技術者を専任技術者として配置を0.5点としている。
塩見委員	本案件は特別簡易型I型Aとあるが、標準型などの他のタイプとの違いは何か。
事務局	金額、工事規模、工事難易度によってタイプを分けているが、通常の簡易型や標準型は技術提案等の評価項目が追加されるので特別簡易型に比べて評価項目の数が多い。
北根委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

② 番号143【令和7年度第B521-2号 国道306号（工区10-2）補助道路修繕工事】

道路保全課 一般競争入札（簡易型）

発注機関	(概要説明)
福山委員	番号143と番号144の案件は同じような内容の工事であると思われ、応札者も共通の業者が見られるが技術評価点には差が見られる。この理由は。
発注機関	同じ法面工事ではあるが、番号143はアンカー工、番号144は鉄筋挿入工となっており施工方法が異なる。足場設置の有無によって必要な技能者の資格が変わるために、技術点も変わっている。
北根委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

③ 番号 144 【令和 7 年度第 B521-3 号 国道 306 号（工区 11）補助道路修繕工事】

道路保全課 一般競争入札（簡易型）

発注機関 北谷委員	(概要説明) 調査基準価格と同額で応札している業者が複数いるが、価格はある程度予測できるものなのか。
発注機関 北根委員長	積算基準書に基づき設計しているため、業者側でも積算は可能。業者側の積算能力も高くなっているため調査基準価格と同額での応札はよく見られる。 手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

④ 番号 1 【令和 6 年度第 KN11-106 号 南部工水湖南団地ライン大池 3 工区ほか管路更新工事】

企業庁 一般競争入札（簡易型）

発注機関 福山委員	(概要説明) 入札結果調書に記載のある基準評価値とはどのようなものか。
事務局	標準点 100 点を予定価格で除して、100,000,000 を乗じたもの。参考値として記載しており入札、契約手続きの中では使用していない。
塩見委員	低入札価格調査において、直接工事費や共通仮設費の見積額に対して判断基準率が定められているが、これはどのように決めているのか。
事務局	判断基準を下回ると適正に工事が施工できないと考えられる率を設定している。
福山委員	低入札価格調査の対象となった相手との連絡、手続きはどのように進めているのか。
事務局	最初は電話で連絡するが、本案件のように辞退される場合は辞退届の提出を求めている。
北根委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

⑤ 番号 44 【令和 7 年度第 15 号 濑田工業高校・瀬田高校 2 号館便所改修その他工事】

建築課 一般競争入札（簡易型）

発注機関 北谷委員	(概要説明) 辞退している業者がいるが、これは応札前に辞退されたのか。
発注機関 北根委員長	応札前に参加資格確認申請を提出されており参加の意思を示されていたが、最終的に応札がなかつたため辞退としている。 土木工事と違い応札額にばらつきが見られるが、建築工事は調査基準価格に近付けるのは難しいのか。

発注機関	建築工事では独自の単価を使用することが多いため、見積額に差が生じていると思われる。
北根委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

⑥ 番号【令和 7 年度第 S81K-1 号 市場野田鴨線単独道路補修工事】

道路整備課 隨意契約

発注機関	(概要説明)
福山委員	緊急性はどのような観点から判断したのか。
発注機関	当路線は冬季に通行止めを行っているが、路肩崩壊を確認した時点で通行止め解除日が迫っていたことから緊急と判断した。迂回路はあるものの朽木方面へのアクセスには当路線の利用が最短である。
北根委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

以 上